

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱い（過去通知要約版）

- ※①過去の通知を転記したものであるため、これまでの取扱いに変更はありません。
- ※②下記取扱いは、本市の利用者の取扱いであるため、他市町村の利用者については当該市町村にご確認ください。
- ※③下記取扱いは、緊急事態宣言終了後も当分の間は適用することとします。

障害福祉サービス

生活介護	<p>1、在宅支援の対象者 新型コロナウイルスの影響により、事業所への通所利用が困難となった者。</p> <p>2、在宅支援の届出について（別紙2省略可） 在宅利用を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。 別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。 ※事業所の運営規程の変更は不要です。 ※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。（通常受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）</p> <p>3、サービス提供について サービス提供に係る要件は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。② 在宅支援の内容について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。③ 原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。④ 利用者から居宅への訪問を拒否された場合など、在宅での支援が困難な利用者については、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を可能とする。ま
------	--

	<p>た、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、各区支援課や計画相談支援事業所と調整すること。</p> <p>⑤ 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。</p> <p>⑦ 緊急時の対応ができること。</p> <p>4、障害福祉サービス費の請求について（別紙3省略可）</p> <p>請求方法は、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。</p> <p>また、在宅支援を行った月の翌月10日までに、別紙3「臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。</p> <p>※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。</p> <p>5、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取扱いは、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。 ・本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。 ・今回お示ししている内容は、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。 <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月12日付け保福障支第5598号「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護における臨時的な取扱いについて」 ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」
--	---

※令和3年4月1日以降、就労定着支援については、本通知の対象から削除します。
 詳細については、令和3年3月30日付厚生労働省通知「就労定着支援の実施について」
 を御覧ください。

<p>就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型) ※就労定着支援</p>	<p>1、対象者 在宅でのサービス利用を希望する者。</p> <p>2、対象事業所 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記し、在宅サービスを希望する者に対する適切なアセスメントの実施、在宅での支援のための個別支援計画の策定、在宅での就労支援の実施及び生産活動の提供などを行うことが可能な事業所。</p> <p>3、サービス利用から実績報告までの流れ</p> <p>① 在宅でのサービス提供に関して運営規程を定め、障害支援課まで届出を行う。</p> <p>② 在宅サービスの利用希望者と面談を行い、別紙1「在宅サービス利用計画書」及び在宅支援のための個別支援計画を作成する。※既に在宅支援のための個別支援計画を作成済みの場合は、変更がない限り改めて作成する必要はありません。</p> <p>③ 別紙1「在宅サービス利用計画書」を在宅サービス利用開始前に障害支援課に提出（郵送又は窓口）。※計画書の内容に変更があった場合は、その都度提出してください。</p> <p>④ サービス利用開始後、サービス提供月の翌月10日までに別紙2「在宅サービス実績報告書」を障害支援課に提出（郵送又は窓口）。</p> <p>4、在宅でのサービス提供に当たっての要件</p> <p>① 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。</p> <p>② 緊急時の対応ができること。</p> <p>③ 利用者からの疑義照会に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>④ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。</p> <p>⑤ 原則として月の利用日数のうち1日は在宅利用者による通所又は事業所職員による訪問により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>
--	--

	<p>⑥ 通所支援と同様に在宅支援時にもサービス提供記録を残すこと。</p> <p>5、注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・電話等の通信機器を用いた健康管理や相談支援のみのサービス提供については、報酬算定を行うことはできません。・在宅支援と通所支援の併用可能。・在宅支援を実施した日は、国保連請求（伝送）の実績記録票の備考に「在宅支援」と記入してください。・別紙1「在宅サービス利用計画書」及び別紙2「在宅サービス実績報告書」は、<u>できるだけ具体的に</u>記述してください。内容によっては、提出書類を確認する場合があります。 <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年6月29日付け保福障支第1486号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について（第2報）」
--	--

<p>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</p>	<p>※令和2年3月6日付け保福障支第5399号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な取扱いについて」を準用</p> <p>1、在宅利用の対象者 新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった者。</p> <p>2、在宅利用の届出について (別紙2省略可) 在宅利用を実施する事業所は、別紙2「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。 本通知発出日以降、別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。 ※事業所の運営規定の変更は不要です。 ※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。(通常 の受給者証(通所・在宅利用を問わない)をお持ちであればサービス提供可能)</p> <p>3、サービス提供について サービス提供に係る要件は、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成30年4月1日障発0410第1号一部改正)により定められているところですが、本取扱いについては次のとおり緩和します。</p> <p>① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。</p> <p>② 在宅利用者の支援にあたり、1日1回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日1回を超えた対応も行うこと。</p> <p>③ 緊急時の対応ができること。</p>
-----------------------------	---

- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

4、障害福祉サービス費の請求について（別紙3省略可）

請求方法は、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また、在宅支援を行った月の翌月10日までに、別紙3「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

5、その他

- ・本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- ・本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- ・今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。

【参照】

- ・令和2年3月6日付け保福障支第5399号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」

共同生活援助	職員や利用者に感染するおそれがある場合等において、一時帰宅した利用者に対して、訪問や電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも、報酬算定を可とする。
施設入所支援	
宿泊型自立訓練	<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」
※ 短期入所	<p>短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。</p> <p>なお、通常の実施により緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」

※令和3年4月1日以降、短期入所については、本通知の対象から削除します。
【参照】令和3年3月30日付け厚生労働省事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」

障害児通所支援

<p>児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス</p>	<p>児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービスについて、新型コロナウイルス感染予防の観点から、事業所が居宅への訪問、電話等で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合、加算を含めた報酬の算定を可能とします。</p> <p>ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」「欠席時対応加算」等については算定できません。</p> <p>※支援内容について、個別支援計画に定め、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うこと。また、<u>在宅での支援を行った場合は、通常どおりの利用者負担額が発生することも説明し、保護者から同意を得ること。</u></p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月10日付け保福障支第5446号「放課後等デイサービス等を利用する児童が新型コロナウイルスの影響で事業所を欠席する場合の取扱いについて」 ・令和2年5月29日付け保福障支第1016号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用期間延長について」 ・令和2年6月25日付け保福障支第1471号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用変更について」
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>訪問先が休業している場合は、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったものについて、報酬の算定を可能とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、保護者から居宅への訪問を断られた場合は、電話等による支援も可能とする。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月29日付け保福障支第1016号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用期間延長について」 ・令和2年6月25日付け保福障支第1471号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用変更について」

計画相談支援

<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いについて、令和元年10月13日付け厚生労働省通知「令和元年台風第19号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」の2（2）に基づいた柔軟な取扱いを可能とします。</p> <p>※2（2）に基づいた柔軟な取扱い <u>電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。</u></p> <p>ただし、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の作成のためのアセスメントについては面接を行うこととなっており、面接が難しい場合のみ柔軟な取扱いとするものであることを申し添えます。</p> <p>また、上記計画案について文書による利用者等の同意を得ることとしてください。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年4月6日保福障支第111号「新型コロナウイルスへの対応に伴う計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所における臨時的な取扱いについて」
---------------------------	---

移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター

<p>移動支援</p>	<p>① 外出することにより利用者に感染するおそれがある等の理由により、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行う場合、居宅での移動支援の実施を可とします。</p> <p>② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用時間数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。</p> <p>※令和2年4月10日付け保福障支第167号「緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱いについて」</p>
<p>日中一時支援</p>	<p>① 生活介護の取扱いを準用（別紙P1～P2）</p> <p>② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用時間数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。</p> <p>※令和2年4月10日付け保福障支第167号「緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱いについて」</p>
<p>地域活動支援センター</p>	<p>今般の新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった利用者について、利用者の承諾を得た上での臨時的な在宅におけるサービス提供を可といたします。</p> <p>※令和2年4月9日付け保福障支第142号「新型コロナウイルスへの対応に伴う地域活動支援センターにおける臨時的な取扱いについて 別紙」のとおり</p>

在宅支援時の共通事項

<p>在宅支援時の共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援の内容を個別支援計画に記載し、利用者（保護者）から同意を得ること。 ・在宅支援を行った日についても、通所利用時と同様にサービス提供記録を作成すること。 ・在宅支援を行った日については、実績記録票の備考に「在宅支援」と記入し電送請求すること。
-------------------	---

※新型コロナウイルスに関する厚生労働省及びさいたま市発出の通知は、さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/012/002/index.html>) に掲載してあります。